令和９年度京都府農業施策及び予算に関する提案書

令和８年１１月

一般社団法人 京都府農業会議

府内の農業農村は、過疎高齢化による担い手不足や遊休農地の増加、物価高騰や気候変動への対応、野生鳥獣による農作物被害など、多くの課題を抱えております。京都府におかれましては、こうした現場の実態を踏まえ、京都府農業の発展に必要な施策の実施に努めておられることにつきまして、深く感謝を申し上げます。

府内の農業委員会組織では、地域農業の将来像を明らかにした「地域計画」のブラッシュアップと実現に向けて、約700名の農業委員と農地利用最適化推進委員が農業者とともに、担い手への農地の集約化、遊休農地の発生防止、農業・農村への新規参入促進など、農地利用の最適化推進活動を展開しており、京都府農業会議は、「多様な担い手が共存・協働する持続可能な農業農村づくり」に向けて、多彩な業務を推進し、『人と農地のワンストップ支援』に全力で取り組んでいるところです。

このたび、京都府農業会議は、農業委員会等を通じて府内の農業者の意見を集約し、「令和９年度京都府農業施策と予算に関する提案書」としてとりまとめましたので、その実現に向け、御検討いただきますようお願いいたします。

令和８年１１月

京都府知事　西脇　隆俊　様

一般社団法人京都府農業会議　会長　小田　一彦

令和９年度京都府農業施策・予算に関する提案　目次

１　地域計画の実現に向けた支援体制の強化　・・・・・・・・・・・・１

２　担い手の確保・育成支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(1) 集落営農に対する支援
(2) 地域外・農外からの参入支援
(3) 農地を引き受ける担い手の支援
(4) 地域計画に位置づけられた多様な農業者の支援

３　農業生産を支えるための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(1) 米価下落に対応した農業生産者の支援
(2) 農業基盤整備と農地集積・集約化の推進
(3) 有害鳥獣対策の強化
(4) 高温・渇水対策の取組支援

４　地域の取組を支える農業委員会に対する支援　・・・・・・・・・３
(1) 地区連絡会議・農地農業相談の継続
(2) 事務局体制の強化

◎ 各地域の課題・要望に対する支援　・・・・・・・・・・・・・・・４

令和９年度 京都府農業施策及び予算に関する提案

農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が進む中、地域計画の策定を機に、地域農業を支える担い手を明確化し、目指すべき地域農業の実現に向けた取組を本格化させることが喫緊の課題となっている。

京都府内では174の地域計画が策定されたが、その多くは農地利用の現状把握にとどまることから、地域での話し合いを通じた計画のブラッシュアップとその実現を図るため、必要な施策について以下のとおり提案する。

1　地域計画の実現に向けた支援体制の強化

地域での話し合いの継続と具体的な取組の立案により地域計画の実現を図るためには、豊富な知識と経験を持つ行政職員の伴走支援が不可欠となる。このため、普及センターなど京都府職員による「地域農業再編支援員（仮称）」を設置し、関係機関による支援チームを組織して担い手対策から産地づくり、農地利用の最適化まで幅広く支援する体制を整備されたい。

2　担い手の確保・育成支援

地域計画の策定後も将来の担い手を確保できず、地域外・農外からの担い手の受入れが必要な地域が多く存在しており、また、これまで農地の受け皿となってきた集落営農組織についても、世代交代が進まず、存続が難しい組織が増えている状況である。このため、集落営農組織の再編や府南部地域の農業法人による中北部地域への参入支援、企業の農業参入促進など、地域農業の担い手の確保・育成支援を強化されたい。

(1) 集落営農に対する支援

○ 米価下落や後継者不足などで今後の営農継続に課題を抱えている府内の集落営農組織の実態を的確に把握・分析し、特に支援が必要な組織に対しては、経営力の強化をはじめ、組織の広域連携、人材確保などの課題について、「地域農業再編支援員（仮称）」と関係機関の支援チームによる集中的な伴走支援を行っていただきたい。

○ 新たに集落営農組織を設立する地域には、非農家が参画する草刈り隊の設立や機械の共同利用など、地域が課題に応じて支援策を選択できる総合的なパッケージの施策化を検討されたい。

(2) 地域外・農外からの参入支援

○ 担い手不在の地域において、地域外からの農業法人等の参入を促すため、貸し出す農地のリスト（農地カルテ）づくりや団地化に向けた利用調整、基盤整備の取組など、受入体制の整備を支援されたい。

○ 京都府の関係部局の連携のもと、農業参入希望の企業等の掘り起こしと受入地域とのマッチングを推進されたい。

○ 地域外・農外からの参入を促すため、事業者が行う施設整備など生産拠点づくりを支援されたい。

○ 新規就農者、農村移住者を受け入れて農地の受け手確保や地域の活性化につなげるには、継続的なサポート体制が不可欠となるため、地域の相談窓口の設置や研修受入先・農地・住宅の確保など、受入体制の整備を支援されたい。

○ 地域活性化や地域農業の再編に向けて企業人材、新規就農者、農村移住者などの外部人材を受け入れる場合、国の「地域活性化起業人制度」や「特定地域づくり事業協同組合」、「地域おこし協力隊」など、市町村への制度の周知と活用促進を図られたい。

(3) 農地を引き受ける担い手の支援

○ 地域計画に基づき農地を引き受ける地域の農業者への機械・施設の導入等の取組を支援されたい。

(4) 地域計画に位置づけられた多様な農業者の支援

○ 農業・農村を維持するには、中核的な農業者のみならず、地域計画に位置づけられた小規模農家や兼業農家など「多様な農業者」の営農継続が必要であるため、経営発展のために必要な機械・設備等の導入を支援されたい。

3　農業生産を支えるための施策

米価下落や資材価格高騰などで営農環境が厳しさを増す中、地域の農地を守り農業生産を維持するため、農作業の効率化に資する農業基盤整備の推進、深刻化する野生鳥獣被害の軽減対策など、農業者が意欲を持って生産を続けるために必要な支援を行っていただきたい。

(1) 米価下落に対応した農業生産者の支援

○ 米価の急落や燃油・肥料など資材価格高騰により経営が悪化し、今後離農者が増加して地域農業を維持できなくなる恐れがあるため、主食用米から稲発酵粗飼料（ＷＣＳ）・飼料用米・野菜等を組み合わせた作付転換を進め、農業者が生産意欲を失わないレベルの所得を確保できるよう、産地交付金の拡充など必要な対策を講じられたい。

(2) 農業基盤整備と農地集積・集約化の推進

○ 農作業の効率化や担い手への農地集積に必要な農業基盤整備の取組について一層支援されたい。

○ 農地の集積・集約化の促進に必要な農地中間管理事業の市町村委託費を増額されたい。

(3) 有害鳥獣対策の強化

○ 野生鳥獣による農作物被害を抜本的に減らすため、有害鳥獣の通年捕獲や広域捕獲、猟期の延長、狩猟免許の取得や更新の負担軽減など、必要な対策を講じられたい。

○ 被害が大きいシカ、イノシシ、サル、小動物等の捕獲・処分対策を強化するとともに、危険なクマの出没状況に応じた捕獲についても強化されたい。

○ 防護柵の新規整備や耐用年数経過後の更新･再整備を推進されたい。

(4) 高温・渇水対策の取組支援

○ 夏の高温による農作物の収量減少・品質低下を防ぐため、高温耐性品種の導入促進や農業者による高温対策機器・設備等の導入支援を継続されたい。

○ 渇水被害を防ぐため、必要な農業用施設の整備や老朽施設の更新改修に対する支援を拡充されたい。

4 地域の取組を支える農業委員会に対する支援

地域計画の更新・実現に向けた地域の話し合いを促進するなど、農業委員会が農地利用最適化活動を積極的に推進していくため、農業委員会の体制強化を支援されたい。

(1) 地区連絡会議・農地農業相談の支援

○ 農地の出し手・受け手の意向把握に基づき地域計画の更新・実現に向けた取組を進めるため、農業委員会が行う地区連絡会議・農地農業相談等の活動経費を支援されたい。

(2) 事務局体制の強化

○ 農業委員会業務の増加に対応した事務局の体制整備・人員確保に必要な予算の増額を国に働きかけられたい。

◎　各地域の課題・要望に対する支援

農業委員会から寄せられた課題や要望に対し、地域の実情を踏まえた必要な対策や支援を講じていただきたい。

□ 京都・山城地域の課題

○ 地域が要望する基盤整備の積極的な推進（再掲）
○ 農地の違反転用に対する指導体制の強化
○ 市民農園・農業体験農園制度の周知と推進

□ 南丹地域の課題

○ 集落営農組織の活動に対する支援（再掲）
○ 有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置・修繕に対する支援（再掲）
○ 中山間地域の条件にあったスマート農業技術の導入支援

□ 中丹地域の課題

○ 集落営農組織の活動に対する支援（再掲）
○ 有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置・修繕に対する支援（再掲）
○ 新規就農者の機械導入や住居確保、農業法人での研修等に対する支援

□ 丹後地域の課題

○ 丹後国営開発農地の担い手確保と営農環境整備に対する支援
○ 若手農業者・新規就農者の組織化に対する支援
○ 集落営農組織の活動に対する支援（再掲）
○ 空きハウスの利活用に対する支援

「地域農業再編支援員（仮称）」のイメージ

1 地域計画をめぐる現状と課題

	地　域	支援体制
現状	○地域内に担い手がいない中、地域計画の将来像が描けない ○集落営農組織は後継者がおらず存続の危機	○地域計画の実現には、豊富な知識と経験に基づく関係機関の伴走支援が必要 ○関係機関職員は人手不足
課題	□“地域の農地は地域で守る”という既成概念の払拭と、地域（農）外からの担い手の確保 □地域計画の実現に向けた取り組みの具体化と話し合いの継続	□地域の主体性を引き出しながら、今後あるべき地域農業の姿をともに考え、伴走する「地域農業再編支援員（仮称）」を設置し、関係機関のフォローが不可欠

2 地域農業再編支援員の役割

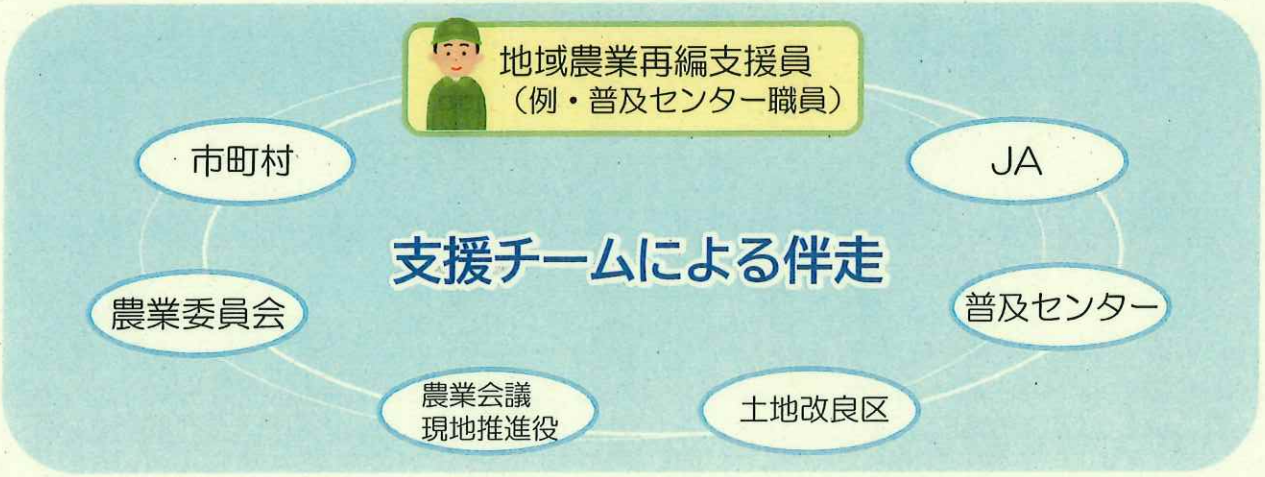
＜地域計画の見直しに向けた、継続的な話し合い＞

現状把握
- 農地の利用状況
- 担い手の状況
- 作物
- 草刈り、農道、防護柵、水路管理状況

担い手像の明確化
- 新規就農者
- 集落営農の再編
- 近隣の農業法人
- 参入企業

実現に必要な取り組みを具体化
- 営農エリアと保全エリアの区分
- ほ場整備と農地の利用計画の策定
- 企業等の誘致のための農地カルテ作成



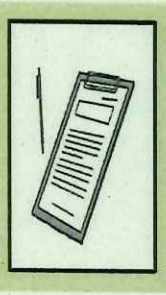


地域外担い手・参入企業とのマッチングのイメージ

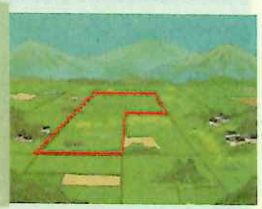
■ 受入体制の整備（地域の課題）

①貸し出す農地の明確化
（＝農地カルテの作成）





- ○面積、形状
- ○貸借可能期間
- ○賃料の希望価格
- ○道路幅、駐車スペース
- ○ハウス建設、形状変更等の可否
- ○水利条件
- ○直払い協定への参画　等



②営農条件の改善
- ・団地化に向けた利用調整
- ・基盤整備



③受入条件の合意形成
- ○地域と担い手の役割分担
- ○賃　料
- ○地域として出来る協力
  - ・機械、施設の使用
  - ・栽培技術の提供
  - ・住居の確保　等





農業会議・市町村・農業委員会

受入条件の整理

地域農業・参入支援センター（仮称）

マッチング、定着支援

参入条件の把握

■ 参入企業等の掘り起こし

京都府・市町村

呼び掛け
意向調査

□企業
□地域外
農業法人 など

（参入カルテの作成）

- ○作物
- ○面積、形状
- ○借受可能期間
- ○道路幅、駐車スペース
- ○ハウス建設、形状変更の可否
- ○労働力・機械の確保



支援制度
- ＊特定地域づくり事業協同組合
- ＊地域活性化企業人
- ＊地域おこし協力隊　など

京都府・市町村 等